



Title	デンマーク事情 : Ombudsmandへの一考察
Author(s)	岡田, 令子
Citation	大阪外国語大学学報. 1971, 25, p. 153-163
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80413
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

デンマーク事情 —Ombudsmandへの一考察—

岡 田 令 子

DANISH OMBUDSMAN IN A CRITICAL SITUATION

Reiko Okada

The word 'Ombudsman' is gradually becoming known even outside of Scandinavia, in countries like England, New Zealand, and the state of Hawaii, since these countries started to practise the Ombudsman's institution after the Scandinavian model. However, this institution has its origin in Sweden and it took about one and a half century to be adopted by Denmark in 1953.

Since the establishment of the institution in Denmark, the Ombudsman has been enjoying great respect and confidence by the Danish people because of his marvellous contribution in supervising both the central and local civil and military administration. The appointed commissioner and the institution is considered to be indispensable in order to protect the citizens from being deprived of their personal rights by the negligences or mistakes of the governmental authorities and officials.

In spite of its great achievements throughout the years a sensational event took place in Copenhagen in October, 1969, which might cast a shadow on this institution. But by presenting this event as an example, it is intended in this paper to point out an apparent difficulty or rather a dangerous situation, which the Ombudsman's institution is at the present time obliged to face. Let me present a brief introduction of the system, so that the readers of this paper in Japan may get a general orientation in understanding the unfamiliar parliamentary duties of commissioner, the Ombudsman. Also I will mention the particular case with its critical contents.

The Ombudsman is elected by the Parliament after every general election and does his duty on behalf of the Parliament for its citizens, however, he must pursue his duties completely independently without governmental interference.

His work mostly consists of reading complaints, which any citizen can send in. A complainant may get help from him to get legal action started, if necessary. The Ombudsman accepts about 1000 complaints a year and it is his work to sort them to see, if further investigation of the cases is necessary. Also he can investigate a matter on his own.

Concerning the unfortunate event of 1969, a telex centre in a secret cellar for obtaining informations on the C. University campus was discovered by some of the activists students. Its discovery was exposed throughout Denmark. Thus creating one of the biggest discussions of the rights of the constitution, as to whether this activity of the intelligence section of the Ministry of Defence is against the constitution or not. Since the government was in trouble in avoiding the disclosure of the true facts, according to a source, they requested the

Ombudsman, who officially acts independently, to investigate the matter and used his position by letting him announce that the Ministry of Defence has little control on such matters. It is this use of the Ombudsman by the head of the government, that is dangerous because his most important mission is to work directly with the people of Denmark.

I would like to point out that the Ombudsman with his important duties and role should not be misused by the government under any circumstances, but should continue to keep his position as a true safeguard of the citizens in one of the most democratic countries of the world, Denmark.

Osaka, December 1970.

(1)

1969年10月、デンマークの首都コペンハーゲンの新聞は一斉に、ショッキングな事件を報道した。

10月13日夜、首都コペンハーゲン市の中心部にあるコペンハーゲン大学の一校舎、中央アジア研究所— Kejsersgade 2 —の地下室で、電信電話の盗聴が行われているのではないか、ということとで、一部の行動派の学生が乱入したという事件である。

最近この場所に受信力の強いアンテナが張られ、地下には監視員が昼夜交代で警備にあたっているということなどが手がかりとなり、行動派の学生達は地下室を暴露し、職員はろうばいのあまり、その薄緑色のオベルで警察官をひくというような劇的なシーンも展開された。

翌10月14日発表された⁽¹⁾ 前学長の談話によれば、口頭による電信電話局との取りきめにより、⁽²⁾ 1963年に電信交換センター設立のため、大学校舎の一部を貸したこと、これに基いて電信局本館の分室が大学構内に設けられ、諸外国大使館からのテレックスなどを傍受するために使用されているのであると了解しているという趣旨であった。

さらに、同じ日、報道陣が担当大臣をはじめ、国防省情報部の関係者に説明を求めたが、いづれも責任を回避するか、要領を得ない返答ばかりで、真実については誰も口を開きたがらなかった。

そこで、一見過激派学生の暴行事件であるかに見えたこの事件は、地下室で行われていた情報の蒐集が、憲法に照らして、合法的なものかどうか、問われる事件として大きく社会の関心を集めることになった。

困難に直面した政府は年末近く総理大臣名をもって事件の調査を ombudsmand に依頼した。この「依頼」は ombudsmand によって受領され、12月10日、ombudsmand は⁽³⁾ ombudsmand に関する法律第6条第5項（職権に基く調査を定めた条項）に基いて調査を開始した。そして、調査が開始されてから約3か月後、即ち1970年3月19日、総理は、

「ombudsmand が、この事件はどの大臣も又、どの公務員にも批判さるべき理由はない旨、の意見をのべた。」⁽⁴⁾ と公表し、翌3月20日、ombudsmand 自身は、事件の調査報告を次の如く行っている。即ち、

「事件の性質上、国防省は、何が情報部で行われるべきかを詳細にわたって、コントローラーをしてはいない。なぜならば、この種の内容のものに関しては、出来る限り狭い範囲に於て情報が守られることが非常に重要なことであるからである。」⁽⁶⁾と。

しかし、同時に、ombudsmand は2,500万⁽⁶⁾ クローネが明細書なしに、国防省情報部の予算として組まれていることを当時の総理に報告して彼を驚かせているだけでなく、この地下室に設置されている機械、器具類の購入がすべて書類なしに口頭でなされているので、この点は財政法にも違反するという指摘も一部にはなされた。

次で、4月にはいって、国会の ombudsmand に関する委員会が、当時の或は現在の大臣の誰かに対して、この事件に関して裁判を起すことを議題に取上げている旨報道されたが、結局のところ、6月2日に委員会が提案した「問題に充分考慮を払う」ということで公式には終りをつげた。⁽⁷⁾

この事件の内容及びこれに対処するために行われた措置についてこれ以上詳述することは資料の不足から不可能である。また、このような方法での情報の蒐集がデンマーク憲法に照らして果して許されるものであるか否かを論じることは、筆者の能力を越えた問題であるし、一外国人である筆者がそれを試みたとしても殆んど意味はないであろう。それにもかかわらず、敢えて筆をとったのは、事件の処理に当って、今日まで約15年間に亘って、その基礎の確立につとめ、今日デンマーク国民の間で国民の側に立つ民主的制度として絶大な信用と權威を勝ちえるに至った ombudsmand の制度に、それも政府の依頼によって、一役買わせたことが、諸外国に対して誇るに足るとされているこの制度の将来に暗い影を落すことになるのではないかを憂えたからである。では何故、そのように暗い影を落すことになるのか。それを理解して頂くためには、ombudsmand の制度がどのようにしてデンマークに導入されたか、どのような内容の制度であるか、そしてこの10数年間どのように活動したかを概説しておくことが必要であろう。何故なら、この制度は、我が国では採用されてはならず、若干の専門学者を除いては、全く耳新しい制度に違いないからである。

(1) Carl Iversen

(2) Otto Krag 社会民主党内閣当時の総理

(3) Act no. 203 of 11 June, 1954

(4) "Ombudsmand: Fortræder i Krise", NB 10 juli 1970, København, s. 11

(5) "Slaget om Kejsergade", NB 17 april 1970, s. 12

(6) 1 krone = ca. 50 yen

(7) NB 10 juli 1970 s. 11

(2)

中立国デンマークも第二次世界大戦が始まるやいなや、ドイツに占領されることとなり、人

人の自由は失われ、戦後も繁雑を極めた政治行政は、益々その権力を拡張し、為政者達の責任が問われ、彼等のあやまちや怠惰から如何にして市民を守るかということが大きな関心事となった。

そこで⁽¹⁾ 占領時代の経験から、憲法によって、あらゆる形でなされる個人の自由剥脱を禁止すると共に、行政権力の個人の権利への侵害から、市民を擁護するための一つの制度を設立することになった。⁽²⁾

それは、現代の福祉国家において、行政権力が増大するために生じる、公務員による違法や不当のあやまり、及び職務の怠慢に基因する国民の不平や不満を、裁判所によるよりは、遙かに簡単に、費用のかからない方法で取扱う制度をつくりたいという希望をもって考え出された新しい制度であった。⁽³⁾

デンマークでは、旧憲法の改正が⁽⁴⁾ エーリックセン内閣によって1950年10月より着手され、53年6月、現行憲法の制定を見たのであるが、この憲法第55条に全く新しい条項が挿入された。これが後に ombudsmand と呼ばれるようになった行政監督官に関する条文である。

“Ved lov bestemmes, at folketinget vælger en eller to personer, der ikke er medlemmer af folketinget, til at have indseende med statens civile og militære forvaltning.”

((DANMARKS RIGES GRUNDLOV Kapitel V §55)

(国会は一般行政及び軍事行政を監督するために、その議員でない者、一人或は二人を選出することを法律によって規定しなければならない。)がそれである。

次の年、1954年6月11日 ombudsmand に関する法律第203号が国会を通過し、さらに55年3月29日コペンハーゲン大学教授 Stephan Hurwitz 博士が、ただ一人、初代の ombudsmand に選出され、翌年3月22日の ombudsmand に関する法律により、その職務が詳細にわたって述べられ、その後補足、改正がなされて今日に至っている。

憲法に、ombudsmand について詳細な規定を設けていない理由は、時代の変遷と必要に応じて、又経験によって、ombudsmand の職務に変更を加えることを容易ならしめるためだとされている。⁽⁵⁾

尚、ombudsmand の制度はスウェーデンでは、1世紀半もはやく、既に1809年から実施されていて、justitieombudsman と militieombudsman⁽⁶⁾ の二人がその任にあたっている。フィンランドでは、1919年はやくもスウェーデン式ともいわれる制度が採用されており、デンマークのそれは、スウェーデンのものと全く同じでないが、これを手本としたものであることは疑いがない。⁽⁷⁾ しかし世界の注目を引くに至った点ではデンマークの制度がスウェーデンの手本をはるかにしのぐものであるともいわれている。⁽⁸⁾

ノルウェーでは1962年にデンマーク式を取入れ、これで北欧4か国は多少の違いこそあれ全部この制度を採用しているのであるが、北欧以外の地域にあっては、62年、ニュージーランドが、さらに67年には英国でも ombudsman の⁽⁹⁾ 名称をそのまま用いて採用されている。又、最近、アメリカ合衆目の⁽¹⁰⁾ ハワイ州に於ても採用されているという。

- (1) Prof. Olivekrona, Lund Univ., Sverige によればドイツ占領中、多くのユダヤ系デンマーク人が難をスウェーデンにのがれ、その地でこの制度があることを発見し、戦後デンマークに帰国するや、その制度がデンマークにも取入れられんことを欲し、その採用に努めた、ということである。
- (2) Wendt, Frantz. *Danmarks Historie* Vol. 14, Købh. Politikens Forlag. 1966 s. 389 Hurwitz, Stephan. *The Ombudsman* Copenhagen, Det danske selskab, 1968 p. 5
- (3) Ross, Alf. *Dansk Forfatningsret*. s. 772
- (4) Erik Eriksen (1902—) Venstre Parti (自由民主党) 所属
- (5) Ross, Alf. *ibid.* s. 774
- (6) Andrén, Nils. *Modern Swedish Government*. Stockholm. 1961. p. 141
 “One is called Procurator of Civil Affairs and the other Procurator of Military Affairs.”
- (7) Hurwitz, Stephan. *Folketingets Ombudsmand of den Kommunale Forvaltning*, Købh. 1958. s. 200—3
- (8) Ross, Alf. *ibid.* s. 773
 “Skønt indført efter svensk forbillede har den danske institution dog ganske overfløjet sit forbillede i international opmærksomhed.”
- (9) Hurwitz, Stephan. “Det menneskelige ansvar”, *Ombudsmanden*, Købh. 1963. s. 151
- (10) NB 10 juli 1970. s. 13

(3)

既に述べたように現行のデンマーク憲法第55条によると、国の一般行政及び軍事行政を監督せしめるために、国会がその議員でない者、一名或は二名を任命することに関する法律を制定すべきことになっている。

実は、この55条では、ombudsmand という名称は用いられていないが、この規定を受けて次の年、1954年に制定された法律（法律第203号）ではじめて ombudsmand の名称が用いられ、その定員は一名と定められた。

ombudsmand の任免、権限、権限行使の方法及び他の国家機関との関係等については、上記の憲法第55条と法律第203号（59年、及び61年に改正が行われた。）の他に、右の法律を執行するための国会制定の指令によって規定されているので、それらを基礎にして、他の文献をも参照にしながら、(1)にのべた「事件」を理解するために必要な限度で、ombudsmand の制度について概説することとする。

I 任免と任命の資格

Ombudsmand に任命されるものは、国会議員であってはならない。（憲法第55条、法律第203号第2項）また法律学の教育を受けたものでなくてはならない。任命は国会の総選挙の直後、議員の選挙によって行われ、国会の信任を失った時には、いつでも解任される。（同、第1項）

II 事務管轄

Ombudsmand は又、国会の名に於て、一般及び軍事に関する中央及び^り地方行政を監査する。（憲法第55条、及び法律第203条、第1項）即ち、監査をうけるものは、各大臣、公務員、及び

国政を行うすべての者（但し、法律第203号、第1項所定の者を除く）と、地方行政を行う者（例外がある。第4条）である。尤も彼が監査をするということは、常時、これらの公務員の行う行政活動に立入って指揮監督するのではないことはいうまでもない。彼に命ぜられているのは、これらの者があやまちを犯したり、職務の履行を怠った場合に、市民から報告や、不服を受けうる態勢をつくっておき（法律第203号第5条）、報告或は不服の申立てがあったとき、所要の行動を行うことである。

Ⅲ 手続

何人も、その自由を奪われたと思ったときには、住所、氏名を明記した上、封書で苦情を ombudsmand に提出することが出来るが、その提出期限は、事実が生じてから、1年以内である。上級官庁に処理を求めた場合には、その決定が出るまでは、苦情の提出は出来ない。苦情の提出がなされたら、ombudsmand はそれが調査をなすに足る事由があるかどうかを決定する。

（法律第203号第6条）苦情が出ていない事件や事態についても、ombudsmand は職権で、調査をなすことが出来る。⁽²⁾ 法律第203号第6条第5項） また、第4条に列举された監査をうける者は、ombudsmand の要求があれば、報告をなし、或は、文書や書類を作成して ombudsmand に提出しなければならない。この要求については裁判所法の第169条が準用される。（法律第203号第7項）

Ⅳ 措置

Ombudsmand が苦情に基いて第4条に列举された人に対して訴訟を起させたいときには、監査に重要な障害がない限り、監ちに当該の公務員に苦情の出されたことを通知しなければならない。もし当該公務員が国家公務員である場合には、当該公務員は事件が公務員法によって処理されることを要求することができ、又、地方公務員である場合には、公務員訴追に関する地方行政法がある限り、その懲戒規定に従って処理されることを要求できる。

Ombudsmand は法廷に証拠を提出するために必要な人を召喚できる。この場合、法廷は非公開である。苦情を申立てたものは、証拠調査に出席し弁護士を伴うことができる。（法律第203号第7条）

Ombudsmand は訴追機関に対し、⁽³⁾ 憲法第16条及び第60条に従い、公務遂行上の非違について、通常裁判所に訴を提起することを命じることができる。また中央行政機関に対して、懲戒手続を開始することを命じ、地方法にも、同様の懲戒規定があるときは、その開始をも命じることができる。（法律第203号第9条）

Ⅴ 国会との関係

Ombudsmand は公務員が重大なあやまちを犯したり、職務の怠慢があったことを知った時には、国会（Folketing）と関係大臣に報告しなければならない。地方公務員の場合には、地方行政評議会に報告しなければならない。又、ombudsmand は、国会に対して、年次報告を提出すべきであり、それは印刷、公刊されなければならない。（第10条）

法律及び行政上の規則について不備があることを知った時も同様である。(第11条)

尚、国会と ombudsmand の接触を容易ならしめるために国会内に ombudsmand 委員会が設けられている。ombudsmand はこの委員会の許可がない限り兼職を禁じられている。(第12条第2項) 又、ombudsmand は、国会の決定や行動についての苦情を取扱うことができない。従って、国会を通過した法律の合憲性についての疑義について意見をのべることはできない。

VI Ombudsmand の独立性

前述の如く、ombudsmand は国会によって選出され、その名によって監督を行うのであるから、国会へその活動について報告をしなければならないが、ombudsmand の活動自体は、国会より完全に独立して行われねばならない。

Ombudsmand の独立性は非常に重要であり、⁽⁴⁾ その意味するところは、何者といえども、或特定の事件に関してなされる ombudsmand の活動に対して、命令したり、禁止したりすることはできないし、又 ombudsmand の事件の取扱及び決定に指示を与えることもできないとされている。

(1) Ross, Alf, *ibid* s. 775 1961年5月17日より管轄下に入る。

(2) "The Ombudsman may take up a case for investigation on his own initiative."

(3) "§ 16 Ministrene kan af kongen eller folketinget tiltales for deres embedsførelse. Rigsretten påkender de mod ministrene for deres embedsførelse anlagte sager."

"§ 60 Stk. 1. Rigsretten påkender de af kongen eller folketinget mod ministrene anlagte sager.
Stk.2. For rigsretten kan kongen med folketingets samtykke lade også andre tiltale for forbrydelser, som han finder særdeles farlige for staten."

(4) Ross, Alf, *ibid* s. 781

(4)

憲法及び法令に定められた ombudsmand の制度の内容は概略以上の如くであるが、この章では、ombudsmand の仕事の大部分を占めている 苦情申立ての処理について、もう少し詳しい説明を加えることにする。

Ombudsmand は、事務所を国会議事堂—Christiansborg にある—の中に持っている。そしてその要員は、副 ombudsmand 1名、法律家5名、ならびに女子秘書4名、計10名からなっている。

既にのべた如く市民は不平、苦情の申立てを、封書にして必ず住所、氏名を書きそえて送らねばならない。様式は種々様々で、⁽¹⁾ クシャクシャになったバターの包み紙を利用するものもあれば、格式高い弁護士の名前が印刷された用紙を使用する者もいるといった具合であるが、皆一様に公平な取扱を受けることは勿論である。先づ ombudsmand 自身が目を通し、部下の者が同じことを行った後、又、その申立ては ombudsmand の許へもどって来る。

最近の⁽²⁾ 週間誌によれば事務所が55年に、開設されて以来、今日まで ombudsmand が取扱

った不平申立ての数は、16325件であるというから、年平均1,089件となり、⁽³⁾ ombudsmand 自身63年に発表した数では、年平均 1,000 件位となっている。

右の申立の中から、ombudsmand は先づ調査を必要とする事件かどうかを決定する。57年から66年に至る10年間の omsbudmand の報告によると総申立て数11,000件の中、調査されたものは、2,430件（22％）で、調査された件数の中1,808件（75％）は、ombudsmand にそれ以上の行動の理由を与えないものであった。⁽⁴⁾ しかし 456 件には申立てに十分の理由があると認められた。

申立てを種類別にすれば、次の⁽⁵⁾ 表のようになる。

関係ケース	一般問題	決 定	任命・解雇賃金・年金 etc.	行政遂行	ケース取扱に関する期間	官吏の品行	合 計
各省関係	123	614	136	72	84	8	1,037
警察とその遂行	21	76	2	118	25	62	304
他の中央行政機関	77	421	74	200	197	67	1,036
地方行政機関	5	18	—	18	9	3	53
合 計	226	1,129	212	408	315	140	2,430

この表によれば、一番多い不平の種類は、各省及び中央行政機関の決定事項に関するものであるが、これは、行政上の決定がなされる場合、ほとんどその理由が市民に対して述べられないため、ombudsmand がその決定の経過を不平申立人に説明することによって、それらの不平、苦情は解消する。このようにして ombudsmand に申立てがなされる中で、ごくわずかのケースのみが、批判或は勧告の対象として判別される。

このように、申立てのうち、強い理由を持たないものや、理由の有無にかかわらず、1年と定められた期限を越えたものは、取上げられない。又、ombudsmand の権限外の公務員や事件に関する申立てについては、その内容の如何により、民事或は刑事裁判に持ち込むべき旨を苦情申立人に伝え、⁽⁶⁾ 条件付ではあるが、時には無料で弁護士をやとい、申立人に正しい事件の解決法とその援助を与えなくてはならない場合もある。

さて、それではどのようなケースが典型的な不平の対象となるのだろうか。いい換えれば、市民は内容的に如何なる場合に不平苦情の申立てを最も多くなしてきたか。

苦情は大きく三つのタイプに分類することができる。

第一は、市民が不公平な取扱を受けた、と感ずる場合である。具体的な例では、同じ道路に面した、同じ住宅と思われている建物に、税務署の査定が異なってなされた場合とか、飲酒運転による免許状取上げがなされた後、再発行がなされる場合、首都では、普通 2 年、而も禁酒协会会员となることを義務づけられるのに対し、地方では、1 年以上待たされることはなく、協会への入会を義務づけられない、といった中央と地方都市の間に於ける差別をみせつけられた場合などである。

第二のタイプは、公務員が或特定の状況のもとで、職務を実行してはならないのではないかと
の疑惑を持たれた場合で、例えば或教授の娘婿が、学位を取りたい時、はたしてその教授が論文
の審査員として大学側を代表できるのかどうか疑われるというような場合である。

第三は、公務員が、その権限外の決定をなしたのではないかと思われる場合である。或学校の
校長が、評議会に相談せず彼の学校の正規の職員をやめさせた場合などは、この種類に属する。

これらの申立てに対して ombudsmand は、現行の規則に非違、不足があると認めれば、税務
署や法務省に忠告し、より全国的に統一した規則をつくるための検討をなさせ、（第一のタイプ）
又、新しい細則規定をつくるよう指示を与え、（第二のタイプ）解雇された職員に法的な援助を
与えて告訴させ、その結果、校長の行為は無効となり、その職員が校長に対し損害賠償を要求し
うよう取はからった（第三のタイプ）などの例がある。

Ombudsmand の活動には、市民からの不平の申立がなされない場合でも、⁽⁷⁾ 自ら必要と認め
れば調査をなし、又時には⁽⁸⁾ 兵営や刑務所を訪問して、ombudsmand と話したい者達の云い分
を二人きりの場所で聞き、適切な処置を取ることもありうる。

以上要するに ombudsmand の活動によって市民は自分達の法律に対する知識の不足から来る
事件への誤解や、事件の全面に渡っての客観的な見通しの出来ない場合に起る不満感から解放さ
れるであろうし、同時に、彼等は自由に ombudsmand に訴えることによって、関係各省では既
成の法令や規則の不完全さに気づき、事件をきっかけとしてより完全に近いものを作り出すこと
が出来るということを考えると、ombudsmand の存在は、個々の市民にとって必要であるばかり
でなく、市民の幸福を望む為政者側にとっても、なくてはならない制度と言うるわけで、このよ
うないわば公正な判断が積み重ねられて、今日みられるような ombudsmand に対する権威と信
頼が培われたということができる。

(1) NB 10 juli 1970. s. 13

(2) NB ibid.

(3) Hurwitz, Stephan. "Det menneskelige ansvar", *Ombudsmand*. s. 145

(4) Hurwitz, Stephan. *The Ombudsman*. p. 15

(5) Hurwitz, Stephan, *The Ombudsman*. p. 16

(6) Frøbert, K. A. *Danish Journal*. 68/1970. Copenhagen, the Ministry of Foreign Affairs. p. 12

(7) Act No. 203 § 6. V.

(8) Hurwitz, Stephan. *The Ombudsman*. p. 12

(5)

上述のところから ombudsmand の制度が人民の側に立って人民の利益を行政権力からようど
するためのものであること、そして実際上も、そのように役立ってきたこと、又、その故に人民
の絶大な信頼を勝ち得るに至っていることは了解できたと思う。この信頼の貴重さはいくら重く
評価してもしすぎることはない。なぜなら Ombudsmand が行政権力の民主的行使を支えてき

たともいえるからである。事実の上からいえば、ombudsmand の取扱う件数は全行政機関の行為の極めて僅かな部分でしかない。しかし ombudsmand に対する信頼が国民の間に定着しているということは国民の側からいえば、万一行政権力の不当な行使があれば、何時でも簡単に是正して貰えるという安心感と、行政権力の行使全体の適法性と妥当性を人民の側に立って保障して貰えるという安心感が国民の間に滲透していることを意味し、それは同時に、行政権力の行使そのものの円滑化にも役立っているといえるわけで、その意味で、この信頼は極めて重要なのである。冒頭に掲げた事件についても、国民の苦情をうけて、或は、真実 ombudsmand の職権に基き、その権限内の問題について、行動したのであれば、上にあげた ombudsmand に対する信頼が危険にさらされるおそれはなかったであろう。

しかし、⁽¹⁾ NB誌の伝えるところによれば、69年12月 ombudsmand が職権に基く調査ということで調査を開始する直前に、総理大臣自身が ombudsmand に事件の調査を依頼したという。それは既に述べた如く ombudsmand に関する法律からいって許されないことである。また、ombudsmand の調査結果の公表と総理大臣の声明が出された後の70年⁽²⁾ 4月10日の国会で、ombudsmand に関する委員会に事件を調査せしめようという提案に対して、急進派や社会民主党などは賛意を表しているのに対して、保守農民党に属する総理大臣は反対し、極力、情報部の職員をかばい、情報部の職員は、真相にふれようとせず、論争を政治家に委ねようとする態度を示している。そして、この委員会がその後どのように行動したかを詳らかにする資料はないが、しかし既にのべた如く、「問題を十分考慮する」ということで事件の処理は終わっている。

勿論、右の事実は一週間誌の記事をよりどころにしているだけであるから、事の真相をついたものと所定することはできない。しかし、事件が盗聴を疑わしめるような情報の蒐集事件であることから察して、政府の側に事件が白日の下に曝れる前に、早急に処理する必要に迫られたであろうことは容易に推察できるわけで、従って総理大臣が ombudsmand に依頼したという上記の記事は信じるに足るように思われる。（勿論、各国家に、機密の保持を要する行政乃至軍事行動のあることは当然であろうから、そのこと自体はここでは問題外である。）問題は、果してそうであるならば、それは国会での論議を回避して、安易に国民が ombudsmand によせてきた信頼を利用して問題を処理しようとしたことになるであろう。この意味でNB誌が、総理大臣が ombudsmand に調査を依頼したことをはげしく批難しているのは当然である。これは長年かかって培われてきた、ombudsmand に対する国民の信頼に暗い影を落すことになるからである。

意地悪い見方をするなら、比較的些細な国民の苦情の解決を積み重ねて得られた国民の信頼も、実は時の政府の不明瞭な政策を義証するためのものでしかなかったということになるであろう。

もちろん筆者は、このような政府の政策のためにする ombudsmand 制度の利用乃至悪用が、今後頻発するとは思わない。しかし、民主々義を標榜する国家において、国民の権利と利益のためのどのようにすぐれた制度とされるものであっても、結局は、実際に政権を担当する者のために奉仕せしめられる運命にあることを、はからずもこの事件は示している、と考えるのは、筆

者の思い過しであろうか。

尚、この事件と直接かわりがあるのか否かは明らかでないけれども、最近の⁽³⁾ニュースには、今春、現在の⁽⁴⁾ombudsmand の停年退官を機に、従来の1名の定員を2名とする提案が、社会民主党の側から出されている旨を報じている。名 Ombudsmand と謳われた現 ombudsmand の Hurwitz 博士が有終の美を飾り得なかったことを惜しむと同時に、新しく任命される ombudsmand の政府からも国会からも独立した、真に個々の国民の側に立つ活躍を期待したいものである。

(1) NB 10 juli 1970. s.11

(2) NB 17 april 1970. s. 13

(3) *Politiken Weekly*, (Ugebladet for Danske i Udlandet), 31 okt. —6 nov., 1970

(4) DENMARK, Ministry of Foreign Affairs, Copenhagen, 1964. p. 131 Dr. jur. Stephan Hurwitz

(1901—) 1955年3月：万場一致で選出され57年春再選60年秋再選

NB 7月10日 s. 9：71年10月多分O委員は後任をきめるだろう。

参 考 文 献

Andersen, P. Nyboe & Dam, Poul. *Det danske Samfund*. Albertslund, Dasnke Forlag. 1966
s. 191—192

Andrén, Nils. "Riksdag Control of the Civil Service and the Law Courts", *Modern Swedish Government*. Stockholm, Almqvist & Wiksell, 1961 pp. 140—143

Frøbert, K. A. "Individual Right in a Modern Society", *Danish Journal* 68/1970. Copenhagen,
The Ministry of Foreign Affairs, pp. 8—13

Hansen, Povl. "The Ombudsman", *Denmark*. Copenhagen. The Ministry of Foreign Affairs.
1964. pp. 129—131

Hurwitz, Stephan. *Folketingets ombudsmand og den kommunale forvaltning*, (Festskrift til prof.
dr. juris. Poul Andersen) København, 1958 s. 198—214

Hurwitz, Stephan. "Det menneskelige ansvar", *Ombudsmanden*. 1963. s. 142—153

Hurwitz, Stephan. *The Ombudsman*. Copenhagen, Det danske selskab, 1968.

Kierkegaard, Poul. *Danmark Idag*. København, Hagerups Forlag. 1968.

"Slaget om Kejsergade", NB (weekly) 17 april 1970. København. s. 12—13

"Ombudsmanden: Fratræder i Krise", NB 10 juli 1970. s. 9—13

Ross, Alf. "Folketingets Ombudsmand" kap. 39, *Dansk Forfatningsret*. Købh. 1966. s. 771—783

Wendt, Frantz. "Erik Eriksen og Grundloven", *Danmarks Historie* Vol. 14 Købh. Politikens
Forlag. 1966. s. 384—390